

三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 支援制度情報⑦

家賃支援給付金の申請が始まっています 三条商工会議所内にサポート会場が開設されました

事前予約
必須！

家賃支援給付金

【対象者】以下の①②③すべてを満たす事業者

①中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者、その他各種法人等

②5～12月の売上高について、下記の(1)(2)のいずれか

(1) 1ヶ月の売上が前年同月比で 50%以上減少 又は

(2) 連続する3ヶ月の売上合計が前年同期比で 30%以上減少

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている

※借主・貸主が同一人物、配偶者、一親等以内の親族の場合等は対象となりません。

【給付額】申請時の直近1ヶ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額。

法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を支給。

【申請手続】基本は家賃支援給付金HPからの電子申請。<https://yachin-shien.go.jp>

電子申請が難しい方向けに、下記の申請サポート会場が開設されます。

電子申請が
難しい方

予約が無いと
入れません！

申請サポート会場(完全予約制)

【対象者】上記の家賃支援給付金の支給要件に該当する事業者

【会場】**三条商工会議所 5F 研修室** (三条市須頃1-20)

【事前予約】感染拡大防止で密集を避けるため、完全予約制となります。

①②のいずれかにより、必ず事前予約をお願いします。

①Web予約 <https://yachin-shien.go.jp/place/ys-147>

②電話予約 (土日祝含む 9:00-18:00) TEL 0120-150-413

【持参する物】前年の確定申告書類、売上減少となった月の売上台帳の写し、賃貸契約書、

直前3ヶ月間の賃料支払実績を証明する書類、通帳の写し、

身分証明書の写し(個人の場合) ※他に必要になる場合があります

必要書類を
ご持参ください

【お問い合わせ】家賃支援給付金について TEL 0120-653-930

申請サポート会場について TEL 0120-150-413

※本案内では情報過多にならないよう、要件等は一部簡略化して記載しております。

経営に関するご相談など、お困りごとがありましたら下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ> 三条商工会議所 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

経営支援課 担当/鳥部・川上・須藤・小柳(誠)

TEL 0256-32-1311 FAX 0256-32-1310

最新の支援制度情報はコチラ

<http://www.sanjo-cci.or.jp/kansensho>

※今後も、支援制度情報を随時配信してまいります。本案内は当所HP上にも掲載いたします。今後、支援制度情報のFAX配信を希望されない方は、お手数ですが上記お問合せ先へご連絡ください。